

中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 新旧対照表

(改正後)	(改正前)
<p>本要領は、産業競争力強化法第127条の規定に基づき、中小企業再生支援業務を行う者として認定を受けた者（以下、「認定支援機関」という。）が実施する中小企業再生支援協議会事業（<u>中小企業再生支援協議会の設置、運営、支援業務部門による再生計画策定支援等の再生支援業務及び「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理支援業務を実施する事業。</u>以下、「協議会事業」という。）について、その内容、手続、基準等を定めるものである。</p> <p>1～8 （略）</p> <p><u>9. 保証債務整理支援</u></p> <p><u>保証債務整理支援の業務手順は、中小企業庁が別に定める「中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順」に従うものとする。</u></p> <p><u>10. 守秘義務</u></p> <p>(1) 認定支援機関の役職員（統括責任者、統括責任者補佐、外部専門家を含む）、協議会の委員またはこれらの職にあった者は、本業務においてその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(2) 認定支援機関は、</p> <p>①統括責任者、統括責任者補佐の委嘱</p> <p>②外部専門家の委嘱</p> <p>③再生計画検討委員会委員の委嘱</p> <p>等において、在職中、退任後を問わず相談企業の上記を明記した文書を徴求する。</p>	<p>本要領は、産業競争力強化法第127条の規定に基づき、中小企業再生支援業務を行う者として認定を受けた者（以下、「認定支援機関」という。）が実施する中小企業再生支援協議会事業（<u>中小企業再生支援協議会の設置及び運営並びに支援業務部門による再生計画策定支援等の再生支援業務を実施する事業。</u>以下、「協議会事業」という。）について、その内容、手続、基準等を定めるものである。</p> <p>1～8 （略）</p> <p>(新規)</p> <p><u>9. 守秘義務</u></p> <p>(1) 認定支援機関の役職員（統括責任者、統括責任者補佐、外部専門家を含む）、協議会の委員またはこれらの職にあった者は、本業務においてその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(2) 認定支援機関は、</p> <p>①統括責任者、統括責任者補佐の委嘱</p> <p>②外部専門家の委嘱</p> <p>③再生計画検討委員会委員の委嘱</p> <p>等において、在職中、退任後を問わず相談企業の上記を明記した文書を徴求する。</p>

(3) 万が一、守秘について、相談企業が疑義を持つような状況が生じた場合には、相談企業の申し出に基づいて、各経済産業局等が事実関係を調査し、その調査結果を相談企業に報告する。

(4) 支援業務部門が窓口相談（第一次対応）及び再生計画策定支援（第二次対応）の過程で作成する報告書等相談企業に係る書類一切は、相談企業の文書による事前了承を得た先に対してその写し（電子ファイルを含む。）を交付する以外は、各認定支援機関の支援業務部門において厳重に管理する。

11. 事業計画

統括責任者は、別途定める行動指針を踏まえ、認定支援機関の長と協議のうえ、事業年度毎の事業計画を作成する。事業計画においては再生計画策定支援の目標件数を設定し、事業者の相談窓口となる機関との連携施策等の具体的な内容を定めることとする。

(3) 万が一、守秘について、相談企業が疑義を持つような状況が生じた場合には、相談企業の申し出に基づいて、各経済産業局等が事実関係を調査し、その調査結果を相談企業に報告する。

(4) 支援業務部門が窓口相談（第一次対応）及び再生計画策定支援（第二次対応）の過程で作成する報告書等相談企業に係る書類一切は、相談企業の文書による事前了承を得た先に対してその写し（電子ファイルを含む。）を交付する以外は、各認定支援機関の支援業務部門において厳重に管理する。

10. 事業計画

統括責任者は、別途定める行動指針を踏まえ、認定支援機関の長と協議のうえ、事業年度毎の事業計画を作成する。事業計画においては再生計画策定支援の目標件数を設定し、事業者の相談窓口となる機関との連携施策等の具体的な内容を定めることとする。